

東日本大震災被災地派遣職員

# 活動記録集

追補版

平成27年10月

三重県防災対策部



# 目 次

## 平成25・26年度派遣職員

奥 健史（宮城県農業農村整備部へ派遣）	1
正木 吉則（宮城県東部土木事務所へ派遣）	7
水上 知之（宮城県気仙沼地方振興事務所農林振興部へ派遣）	13


## 平成26年度派遣職員

藤田 幸大（岩手県農林部大船渡農林振興センターへ派遣）	19
山下 昌之（宮城県土木部仙台土木事務所へ派遣）	23

(敬称略・五十音順)





職員氏名	奥 健史	
派遣先部署	宮城県仙台地方振興事務所農業農村整備部	
派遣先での役職名	主任主査	
派遣期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (2 年間)	

## 1 派遣時期の被災地の現状

### (1) 派遣場所

#### <都会の活気にあふれた事務所周辺>

派遣された宮城県仙台地方振興事務所（以下、「仙台地振」という。）は、宮城県庁や仙台市役所と同じ仙台市青葉区の中心部にある「都会の中の事務所」です。

震災から2年が経過していること、また内陸では津波被害がなかったこともあり、寮から仙台地振への通勤の際には、通勤・通学の人が非常に多く、活気があり、被災地に来たというよりも、都会に来たという印象でした。

仙台地振は、政令指定都市である仙台市を除く、沿岸の松島町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町（ここまでが津波による被災区域を含む市町）及び内陸の大衡村、大和町、大郷町、富谷町、利府町の4市8町1村と非常に広域な管内で、また今回の震災での宮城県内の農地等被害の約70%（被害額ベース）が仙台地振管内です。



図 1-1: 宮城県の被災エリアと山元町の位置

### (2) 担当地域

#### <伊勢湾岸に地形が似た印象の被災地：山元町>

担当地域である亶理郡山元町は、宮城県の海岸線沿いの市町村のうち、最南端に位置します。（図 1-1 参照）

山元町は、東に直線的な砂浜の海岸線があり、海岸線に並行して JR 常磐線、国道 6 号が南北に走るとい地理条件にあり、地図等で比較すると三重県の伊勢湾岸の市町に似た印象です。

山元町の被災状況としては、内陸部の国道 6 号付近まで津波が押し寄せ、被害が発生しています。

山元町は、北に隣接する亶理町とともに、海岸線と JR 常磐線の間の農地が、主に露地で栽培された「仙台いちご」ブランドの産地を中心とした畑地帯、JR 常磐線と国道 6 号の間が、10 a 区画に造成された水田地帯でした。

いちご畑においては、地域の主力産物であったことから、津波の被災後、いち早く JR 常磐線よりも西側に集団移転し、ハウスの水耕栽培で平成 26 年度から営農を再開し、一部報道ではロシアへ宮城産いちごの輸出を検討するまで、復旧・復興が進んでいます。

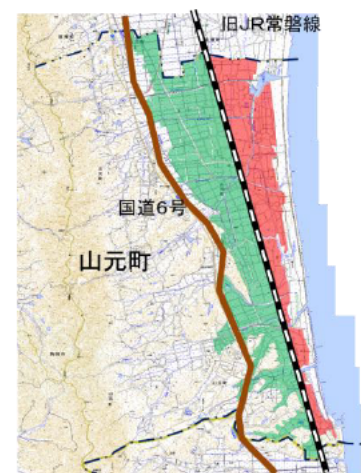


図 1-2: 山元町の復旧状況区分  
(平成 26 年 4 月時点)

一方で、山元町全体の農地の復旧状況は、仙台地振管内で最も遅れていました。(図 1-2 及び写真 1-1 参照、**緑**：災害復旧事業実施範囲、**赤**：未着手範囲)



写真 1-1：山元町の状況

左奥：集団移転したいちごハウス

(平成 25 年 4 月 6 日撮影)

## 2 被災地での業務概要

### (1) 所属部署の業務内容

#### <広域かつ大規模な組織>

主に津波被害のあった農地を管内にもつ松島町、塩竈市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亶理町、山元町(3市4町)の復旧・復興事業を実施しています。なお、仙台市の農地復旧は、国の直轄事業で実施していました。復興交付金事業は、財源である予算が異なる以外は、通常の県営ほ場整備事業と同様であり、県が事業主体です。

仙台地振農業農村整備部の構成は、宮城県職員を中心に、自治法派遣職員が 35 名、任期付き職員 11 名を加え、計 100 名弱という非常に大きな組織で、10 階建の庁舎の 6 階と 1 階の 2 つのフロアを使用していました。(写真 2-1 参照)

三重県の農林水産事務所と比較すると、農業農村整備部の外に契約関係を担当している総務部管理班という別組織があり、さらに農業振興部、林業振興部、畜産振興部、水産漁港部が別組織としてあり、仙台地振全体は非常に大きな組織です。

そのため、同じ農業関係の業務を実施していても、フロアが異なるため、業務で打ち合わせ等がない限り、顔を合わせる機会も少なかったです。



写真 2-1. 平成 26 年度の仙台地振農業農村整備部のメンバー (平成 27 年 3 月 27 日撮影)

### (2) 担当した業務内容

業務は、三重県でも行っている工事及び測量設計等の発注、変更、現場監督の業務であり、復旧・復興事業のための特殊な業務はなかったです。

積算や工事進行管理等の工事支援システムは、三重県と異なりますが、主たる目的は同じであり、個人的にはあまり苦にはなりませんでした。CAD はメーカーの特徴が大きく影響するため、各派遣職員が派遣元の CAD を利用していました。

#### ① 災害復旧事業について

農地の災害復旧事業は、基本的に市町村が実施主体となりますが、今回の震災では市町村の



職員の不足（被災による死亡を含む）により、国や県へ執行委任されていました。

農地の災害復旧事業において、現地で行う主な作業の手順は、図2(2)-1のとおりです。



図2(2)-1. 農地の災害復旧事業の手順のイメージ

図2(2)-1のうち、耕作土についての塩分を洗い流す「除塩工（弾丸暗渠（弾丸状の金属の分銅をトラクタで引っ張ることにより、土中に穴を掘る作業：図2(2)-2）の施工、耕起、石灰質資材散布）」は農地の災害復旧事業ではなく、通常の農業農村整備事業になります。

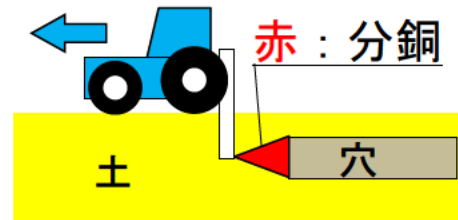


図2(2)-2. 弾丸暗渠のイメージ

除塩工は、建設業者が耕作者に作業委託し、耕作者が施工していました。

作業としては、除塩工前の準備や雑物除去が最も重要でかつ労力を要していました。

## ② 農地の復興交付金事業について

農地の復興交付金事業は、著しく被災し、災害復旧事業では対応できない地域等において、ほ場整備事業等を実施するものです。

宮城県の特徴的な取組としては、一部の地区で、非農用地という農地以外の宅地跡等を取り込み、農業農村整備事業の換地の手法を利用し、「土地利用の整序化」を図ることを目標に掲げた点です。

## (3) 成果・実績

<営農再開できない！：農業農村整備の復旧実績≠地域農業の復旧という現実>

他県の派遣職員の前任から引き継いだ5件の災害復旧事業の工事完成を確認し、3件の復興交付金事業の工事及びその他様々な業務委託の発注を行いました。工事完成した地区の一部では、翌年度に稲作を再開し、秋には米が収穫できました。

しかしながら、工事完成したすべての農地が営農再開し収穫できたわけではありません。

一部の農地では、強酸性土壌や硫化水素ガスの影響で稲の生育不良等が発生しました。また、農業用排水路の末端となる河川改修が未了である等、農地の災害復旧事業は完了しても営農を自粛せざるをえない農地も多数あり、「農地の災害復旧事業の工事完了」＝「地域農業の復旧・再開の実績」とは言えないのが現状です。

### 3 派遣業務を通しての気付き

#### (1) 県政に生かしたいこと

2年間で、かつ災害復旧事業を中心とする「復旧期」と復興交付金事業を中心とする「再生期」の2つの側面を体験したこともあり、期毎に特有の細かな事項も多数ありますが、大きな事項をまとめると、下記「気付き1.」～「気付き16.」のようになります。

なお、気付きの基準として、復旧・復興事業のあるべき姿を、下記のように定義しています。「地域の自立と活性化」～地域、市町村、県民生活が、震災前のように自立し活性化すること～

#### 気付き1. データの利活用を中心とした現行の三重県の公共工事進行管理システムの有効性

現状 : 三重県の公共工事進行管理システムの有効な機能

①復旧・復興の指標として情報発信するため、工事発注状況等の迅速な把握が可能

②予算執行管理にかかる事務負担の軽減が可能

課題 : データの利活用を重視した現行の三重県の公共工事進行管理システムの継続・発展

#### 気付き2. 最大のNGワード「元に戻す」

現状 : ①被災者（耕作者）の思い（元通り営農できる）と行政・制度の限界（農地の形・機能を元に戻す：最低限修復する）のギャップ

②職員の災害復旧事業という制度に対する理解不足

課題 : 職員の災害復旧事業への理解度の向上と「ことば」の重みの理解

#### 気付き3. 地元負担がない5年での復旧、復興の必要性

現状 : (宮城県) 集中復旧・復興期間の5年間で復旧・復興事業が完了できなかった

課題 : 5年間で復旧・復興事業を完了する

#### 気付き4. 災害復旧事業で対応不可能な事例の存在

現状 : 現地の被災状況が災害復旧事業の制度と不適合

課題 : 被災状況にあった、災害復旧事業にとられない柔軟な事業の選択



写真4-1. 鉄道敷きの  
バラスが混入した農地状況



写真4-2. 複雑に層を成した水田  
(復旧前)の土層

#### 【写真4-1の解説】

津波で農地に巻きだされた鉄道敷きのバラス（碎石）を撤去している状況。直径4cm以上は特殊な機械で分別可能ですが、直径4cm未満の小さな石も多く、限度額等の制約の下で分別・除去することは困難です。鉄道敷き沿線でしか発生しない事象ですが、宮城県と同じように海岸線に鉄道のある三重県でも発生が見込まれます。

#### 【写真4-2の解説】

土壌凍結防止のため秋耕起され、耕作土が掘り緩んでいたため、津波の押し波で耕作土が一度流され、津波の引き波で堆積土砂（海砂）の上に流された耕作土が偶然戻った状態です。特定部分でしか発生しておらず、範囲の特定が困難です。

#### 気付き5. 今回の震災で使用された災害復旧事業の工法について

現状 : 津波被害に対する農地の災害復旧事業における標準工法がなかったため、類似被災状況での採用工法のばらつきが発生

課題 : 被災状況に合わせた、ケース分けされた工法の標準化

- 気付き 6. 三重県の地籍測量図の整備率の低さ**  
 現状 : ①三重県の地籍測量図の整備率が著しく低い  
 (宮城県 88%、山元町 100%、三重県 9% 平成 26 年 3 月調べ)  
 ②地籍測量図の裏付けのない三重県では、東北のような航空写真を利用した復旧・復興はできない(地籍測量図と航空写真の相関性の高さ)  
 課題 : 早急かつ精度の高い地籍測量図の整備
- 気付き 7. 農地利用状況調査等の必要性**  
 現状 : 事業採択に必要な従前の営農管理状況がわからなかった津波被災地  
 課題 : 毎年の農地利用状況調査等従前状況を証明する資料の整備
- 気付き 8. 市町村の判断の速さの重要性**  
 現状 : 地元からの申請事業であり、事業採択までのプロセスが長いこと、市町村の早期の判断や協力の有無が復旧・復興スピードへ影響  
 課題 : 復旧・復興事業における市町村の将来ビジョン構築と判断の速さ(スピード感)
- 気付き 9. 建設業、建設関連業及び行政の職員の「数」の確保と知識・技術の継承**  
 現状 : ①限られた期間での大規模かつ多数の工事等の実施  
 ②ほ場整備事業の現場技術と知識の衰退  
 課題 : 地元企業(建設業・建設関連業)及び行政の技術職員育成と「数」の維持
- 気付き 10. 被災者が自立できる環境(職)の整備**  
 現状 : 災害公営住宅が完成したが、家賃負担の壁があり入居応募率 70%  
 課題 : 復旧段階当初からの自立支援<衣食住を安定させるための「職」の重要性>
- 気付き 11. 土砂の有効活用**  
 現状 : 田畑の上の堆積土砂をすべて撤去  
 課題 : 撤去した堆積土砂の再利用を優先に検討(地盤沈下対策等、数十万 m<sup>3</sup>が必要)
- 気付き 12. 被災地周辺地域(復旧・復興協力地域)の生活環境への影響(騒音、振動等)**  
 現状 : 復旧・復興協力地域での大型車両の交通量増加  
 課題 : 復旧・復興協力地域の生活環境の安定性の確保
- 気付き 13. 被災を免れたが営農できない農地への対策**  
 現状 : 農地の被害がなくても「用水がない」、「地盤沈下により施設が分断された」などの理由により、営農できない農地がある  
 課題 : 被災を免れた農地の営農環境の確保
- 気付き 14. 見た目ではわからない広域的な地盤沈下の影響**  
 現状 : 被災による地盤沈下で排水機能が低下し、耕作者の維持管理費が増加している  
 課題 : 営農環境の変化の把握と耕作者への対応
- 気付き 15. 莫大な水量の必要性**  
 現状 : ①除塩工等、水利権以上(代掻き用水(100m<sup>2</sup>あたり 10m<sup>3</sup>)の 5 倍)の水量確保  
 ②除塩工実施のための冬季(水利権のある期間以外)取水  
 課題 : 農地の復旧・復興事業の早期完了のための柔軟な水利権の運用
- 気付き 16. 広大な作業ヤードの迅速な確保**  
 現状 : 宮城県は海岸線に国有林があり、がれき処理施設の用地確保が容易であった

課題 : 震災復旧に必要となる広大な作業ヤードの迅速な確保 (1市町あたり約5km<sup>2</sup>)

## (2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

宮城県では派遣職員を受け入れ始めてから3年目ということもあり、それまでの派遣者の意見が反映され、家具・家電(テレビ、エアコンを含む)、風呂、トイレ、駐車場付のワンルームマンションのような寮(10階建て、1人1室)を宮城県から貸与されたので、布団と着替えがあればすぐ生活できる状況であり、三重県内の異動よりも快適でした。

派遣生活で配慮して欲しいことは、しいて言えば、赴任旅費支給のための住民票の異動です。

宮城県側では「派遣者の負担軽減のため住民票の異動は不要」としており、派遣者の負担の軽減を図ろうとしている好意と事務作業の矛盾が生じているので、調整してほしい点です。

## (3) 後続の派遣職員へのアドバイス

### ① 東北を観光する！楽しむ！<業務以外での信頼関係の構築>

後続職員へのアドバイスとしては、「東北を観光する」ことです。派遣職員は、仙台の街中で遊んだり被災地を見学したりしていましたが、意外と被災地以外の東北観光をする人が少なかった印象です。

私自身はほとんど毎週東北観光をして、2年目には宮城県職員の人に「東北でもう行ってないところがないのでは」と言われる状況でした。偶然ですが、宮城県内陸部にあるその宮城県職員の故郷の近くの観光地も訪れており、その結果、宮城県職員との信頼関係の構築という意味でも非常に役立ったように感じました。

仕事をするために「信頼」を築くことは重要ですが、業務の中で「信頼」を築くのは、「実績の積み重ね」しかなかく、自治法派遣という限られた期間では、極めて困難です。一方で、「観光」は自分が楽しむだけでなく、地域を訪れて知るといふことで、業務以外のところで宮城県職員に「安心感」を与え、それが業務の中でも「信頼」につながっていったように感じます。

### ② 宮城県職員の見えない疲労・負荷(ストレス)を理解する

宮城県に派遣されて初めて気づいた点は、宮城県職員に「宮城県の常識が常識ではない」というストレスが蓄積しているという点です。これは言い換えれば、三重県職員が「三重県の常識が常識ではない」と言われた時に受けるストレスと同じです。

宮城の常識が「わからない」、「一から教えてください」では、教える側の宮城県職員のストレスが増えるので、「私は(もしくは三重県では)こうしていますが、よいですか」というように、質問したい内容を絞り込むことで宮城県職員の負担が軽減でき、かつ宮城県職員に対して「自分はこう考えています」という意思表示にもなるので、対応策として有効です。

### ③ 自身の健康管理

派遣職員の役割は、宮城県職員の負担軽減です。私の派遣期間中にも、仙台地振で発生しましたが、派遣職員が職場でひとたび体調を崩すと、同じ職場の仲間とはいえ、「派遣職員はおお客様」という部分が大きく影響して事務所全体が騒然とし、宮城県職員の負担が一気に増加します。

派遣職員において、自身の健康管理は必要最低限の仕事であり、マナーです！



職員氏名	正木 吉則
派遣先部署	宮城県東部土木事務所
派遣先での役職名	主幹
派遣期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (2 年間)



## 1 派遣時期の被災地の現状

私が派遣された東部土木事務所は、仙台市から東へ約 50 km の石巻市の中心地にあります。海岸線のような津波直撃ではなく、写真のとおり約 1 m 超の浸水被害を受けていました。

震災 2 年後に赴任しましたが、震災前を写真でしか知らない自分にとって、海岸や河川沿いの低平地の変貌は計り知れないものがありました。

海岸や河川の堤防は破堤した状態であり、低平地に家屋はなく、農地等と思われる地域も雑草に覆われた状態でした。また、約 1 m 前後地盤沈下していることから、大雨による床下浸水や河川堤防の越水等もありました。

ただ、地域が異なりますが、宮城県南三陸町に震災半年後に派遣された当時を思い出すと、瓦礫等の撤去は進んでいましたので、復旧の階段を登り始めているようにも見えましたが、被災された方々は、仮設住宅やみなし仮設、遠方へと生活の本拠を移された状態ですので、復旧復興の道のりは半端ではありません。

なお、一部の箇所においては、災害復旧工事が着工されていましたが、それを感じたのは国直轄事業個所でした。



浸水した事務所

施設名称	路線数等	箇所	延長(km)	被害額(百万円)	全体路線等/延長	備考
河川	20	38	67	90,730	44 河川/162km	
橋梁	34	34	7	24,860	168 橋/6km	取付延長含む
道路	34	557	277	23,260	39 路線/417km	
海岸	25	25	17	37,230	27 海岸/25km	
公園	1	6		720	1 公園	
計		660		176,800		

※ 宮城県東部土木事務所管内の被害状況（平成 25 年度資料による）

## 2 被災地での業務概要

### (1) 所属部署の業務内容

2 市 1 町、199 千人、723 km<sup>2</sup>を管轄する土木事務所は、職員定数 68 名に対し、自治法派遣職員や任期付職員を含め 122 名（平成 25 年 6 月現在）の大所帯で、前段の被害箇所の災害復旧復興業務と通常事業業務を行っていました。

私の部署である用地班は、平成 25 年度は宮城県職員 6 名、派遣職員 9 名と年度途中から任

期付職員3名、登記事務嘱託員2名の20名でしたが、平成26年度は、復興道路の用地買収強化により用地班は3班体制（道路担当2班、河川海岸担当1班）となり、宮城県職員4名、任期付職員2名と登記事務嘱託員2名が増員され、総数28名となりました。

単独庁舎の土木事務所は執務室が手狭なため、駐車場内に2階建てプレハブ棟が2棟設置されましたが、駐車スペースがなくなり来庁者に迷惑をかける状況となりました。

## (2) 担当した業務内容

石巻市と東松島市内の海岸と河川の災害復旧事業に伴う用地取得業務に携わりました。

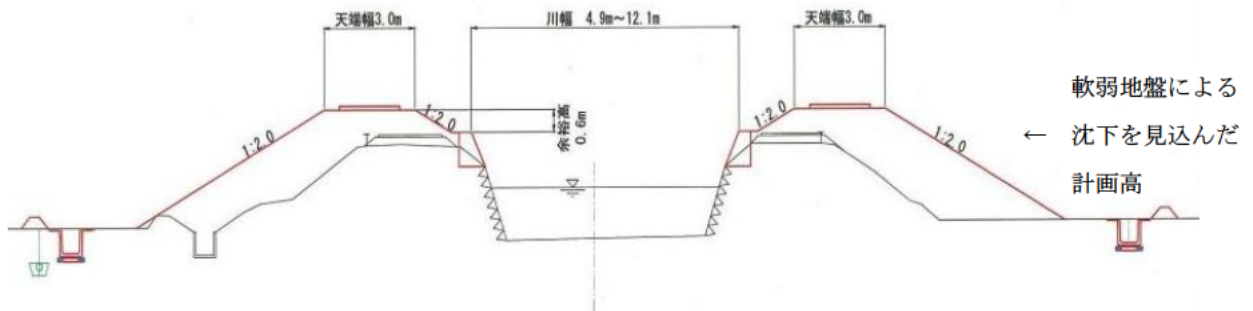
平成25年度上半期は、前任者より引き継いだ箇所の用地取得を行いました。地権者からは市町によって復旧のスピードに差があると聞きました。このことは日を重ねるごとに実感することとなります。また並行して、用地未測量箇所の底地調査と地権者の所在及び相続調査に没頭していました。半端でない数の起業地関係者がいること、共有地が多いこと、相続登記がなされていないこと等々、境界確定と契約者特定のための事前調査の数量は、どれだけ時間があっても足りないというのが現実でした。

下半期に入り、本格的に現場や用地交渉が始まりました。

石巻市内で地盤沈下により越水被害を受け続けている農地を抱える、旧北上川水系真野川外4河川は、平成25年10月に用地境界立会を行い、12月から翌年1月の2か月で約100名から用地取得を行いました。



真野川外4河川（石巻市真野ほか）





次に、東松島市内の野蒜地区の3海岸の破堤により住家等が流され、農地が水没している箇所用地境界立会から用地取得を行いました。そのなかでも長浜地先海岸については、35名共有かつ相続未登記の土地があり、総地権者数190名超となりましたが、派遣中に完結できました。

また、当該事業箇所については、宮城県で第1号となる用地補償総合業務委託を行いました。用地取得という特殊業務では、相続権利調査や代替地要望、行政的条件のクリア等々、委託業者のみで解決することが限られることから、地権者、受注業者と起業者の三位一体で推し進める必要がありました。

残る2海岸の東名地先海岸と州崎地先海岸は、境界確定も完了し用地取得ができる状態ではあったのですが、背後地の農地復旧計画や市の街づくり事業計画との調整が進まず、丈量図が作成できない箇所があり、計画確定箇所の用地取得に留まりました。

すべて並行業務となるのですが、次に石巻市の牡鹿半島部に位置する淀川と湊川の用地境界立会と用地取得を行いました。

淀川の位置する十八成浜は、従前は海水浴場もあり賑わった地区ですが、破堤により何もない現場でした。この地区は石巻市の防災集団移転対策事業（被災者支援事業）（危険区域のため住家建築が認められない）による買い取り地、同市による海岸堤防用地、復興県道用地、そして私が担当する淀川河川事業用地と様々な事業が混在し、事業班共々、関係機関との事業調整に苦慮しながら用地取得ができました。

湊川の位置する鮎川浜は、昭和年代の映画で取り上げられた捕鯨の町ですが、この地区も前述の十八成浜と同様の状況で、関係機関との調整を図りながら用地取得を行いました。

前述の東松島市と牡鹿半島部を所管する石巻市牡鹿総合支所は、特に地元復興に熱く、用地取得に対する絶大なる協力を得ることができました。

長浜地先海岸（東松島市大塚）



淀川の境界立会（H26.6）

### （3）成果・実績

- ・ 石巻長浜海岸は、平成25年度上半期に用地買収が完了し、平成27年度工事完成となります。ただ、建設海岸は完成するものの農水海岸は平成27年度から用地買収となり、部局間の連携の大切さを痛感しました。
- ・ 真野川外4河川も平成25年度下半期に用地買収が完了し、平成29年度工事完成となる予定です。
- ・ 長浜地先海岸（東松島市）も平成26年度上半期に用地買収が完了し、着工しています。
- ・ 淀川の用地買収も完了し、湊川の用地買収は80%ほど完了、平成27年度6月議会案件

で、今夏、工事が着工される予定です。

- 前段にも記載しましたが、海岸及び河川事業箇所は、津波被害を受け住家が建築できない等々の制限を受けた危険区域内（防災集団移転推進事業区域）にあり、国、県及び市町の各種事業が混在しており、石巻市が前述した事業で買い取りをした土地を、起業地として取得する道筋を作り、一部ですが軌道に乗せることができました。

ただ、本件は、多数ある危険区域に膨大な数の土地があることから、まだまだ時間と労力を要します。

- 国交省では用地補償総合業務委託が行われていましたが、宮城県で第1号となる委託による用地買収を行い、その関連業務の道筋を立てられたのではないかと、思う次第です。

平成26年度3/4半期頃から当該業務委託による用地買収を他事業も導入していました。

- すべての用地測量及び地権者調査（相続も含め）が完了していないため、総数の変動は随時あるものの、海岸及び河川の用地取得進捗率は上昇傾向に運ぶことができました。

しかしながら、平成26年8月時点での用地取得を要する金額（約300億円）から見れば、実績としては氷山の一角を崩せた程度だと思います。



長浜地区海岸（石巻市渡波） TP+6.0m  
（平成27年度中に完成）



GLから海は見えません TP+6.0m  
平成26年8月現在 用地取得残数（東部管内）

項目	地権者数	取得筆数
河川・海岸・道路	4,796人	6,493筆

※ 未測量箇所もあり変動あり

### 3 派遣業務を通しての気付き

#### (1) 県政に生かしたいこと

- 宮城県では地籍調査の進捗率が高いですが、三重県の進捗率は非常に低いです。  
少なくとも津波被害が予測されている地域は、地籍調査がなされ不動産登記法第14条第1項に規定する地図を法務局に備え付けておく必要があります。跡形もない現地で自己所有地を明示することは非常に困難です。現場に境界を復元する基となる地籍調査を一刻も早く、完遂しなければならないと思います。
- 用地補償総合業務委託による用地取得（国交省が行っている用地測量、建物調査から交渉、調印までの一括業務委託）を採用すべきです。
- 情報の一元管理を行うべきだと思います。  
地域機関に求める数字について、様々な様式により各主管課が求めることは、現場でやら



なければならぬ積算や用地調査、交渉業務の足枷となり得ます。

- ・ 用地業務は多岐な内容がありますので、非常事態下で即戦力として用地業務ができる職員の育成は必須であると思います。

我々のような自治法派遣職員の場合でも、派遣する側また受け入れる側ともに、用地業務に精通した者と明記したうえで、人的投入や受け入れを考えるべきと思います。

発災直後で人海戦術を要する時期、復旧時期及び復興時期、それぞれに応じたマンパワーの量と質を考慮する必要があると思います。

- ・ 用地業務の派遣は、特殊性とその業務の継続性を考えると2年は必要と思います。現に三重県が用地2年派遣を実現させ、他県も追従しています（本人意思に基づいて）。
- ・ 想定される事態に、被災地業務を効率的に行えるような人事配置を行うべきと思います。災害関連事業を経験させておくべきである、との考えのもと行われる人事配置において、潰れてしまう職員がいるという現実もあります。

非常事態下で行わなければならぬ業務量を考えると、気力体力があり、モチベーションを保ち、マネジメント力のある人材を配置することが、復旧復興のスピード化に繋がります。

## （２）派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 同地域への同県からの派遣者情報があれば、生活必需品の申し送りができます。
- ・ 他県の派遣職員は、派遣元のポータルに接続され、地元情報等を入手するのですが、三重県はなく、長期派遣者に対する情報提供の手段を考慮すべきと思います。
- ・ 個人情報関係もありますが、県、市町の被災地派遣職員にかかる情報提供を望みます。被災地での派遣業務の情報交換が、想定される被災時に活かせると思います。
- ・ 派遣時に所属していた人事課の職員、また東日本大震災支援本部の事務局である防災対策部の職員が、情報交換の場を設定していただいたことは、見えない部分の報告も兼ね、派遣者にとって有益でありました。



このような機会をいただけたのは三重県だけです。（平成26年3月20日 仙台にて）

（知事と事務局職員、宮城県派遣の職員との意見交換会）

### (3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 郷に入れば郷に従って業務を遂行しますが、三重県で培った部分は、派遣先や同立場の派遣職員間で紹介し、情報交換を積極的に行い、改善に繋がる情報を得るといいと思います。
- ・ 現場が多い所属では、業務で地元の方々と接する機会が多々ありますが、さらに飲食の際など積極的に話しかけると、業務上では耳にすることない、生の声を聞くことができます。
- ・ 仕事に追われた日々でしたが、百尺竿頭、進一歩。まだまだこれから。と思えば解決できるとともに、組織の人間として組織に還元できる、個人としても成長できます。

職員氏名	水上 知之
派遣先部署	宮城県気仙沼地方振興事務所農林振興部
派遣先での役職名	主任主査
派遣期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (2 年間)



## 1 派遣時期の被災地の現状

気仙沼地方振興事務所の管内は、気仙沼市、本吉郡南三陸町の 1 市 1 町です。

気仙沼市は宮城県の最北端に位置し、北は岩手県陸前高田市、西は同一関市と隣接し、岩手県に食い込むような立地になっており、県境をまたいで周辺地域と連携の強いまちです。天然の良港を構えることから、古くから漁業が盛んな場所であり、カツオ、マグロなどの漁船が港をにぎわしています。また、カツオの一本釣りについては、江戸時代にその漁法が紀州からもたらされ、港には北海道から鹿児島まで、全国の漁船が集積する魅力的なまちです。

南三陸町は、周辺を山に囲まれ、ホヤ、ワカメ、カキなどの養殖漁業が盛んなまちです。リアス式海岸の浦々に集落が点在し、集落ごとに独自の文化や風習を持っています。また、周辺では林業も盛んであり、スギの美林を眺めることができます。

管内を始めて訪問したのは震災後の平成 23 年 7 月でした。その後、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて岩手県大船渡市役所への派遣時にも、この 2 つのまちを訪ねています。平成 23 年 7 月当初見られた災害廃棄物の処理は大きく進み、暮らしぶりは被災前に近い状況になっているように見えますが、嵩上げ前の市街地は道路舗装も傷んだままであり、土ぼこりが舞う環境は過酷なものがありました。また、住む人々の心の傷は当面癒えそうにありませんでした。



気仙沼市内湾「3 月 11 日からのヒカリ」

気仙沼市：平成 27 年 3 月撮影



防災対策庁舎

南三陸町：平成 27 年 2 月撮影

この地方は、繰り返し津波災害に見舞われており、明治以降でも明治 29 年の明治三陸地震津波、昭和 8 年の昭和三陸地震津波、そして昭和 35 年のチリ地震津波と、東日本大震災以前に、明治以降の代表的なもので 3 回の津波が襲来しています。気仙沼市大谷（おおや）地区や明戸（あけど）地区など、明治の津波以降に高台移転を成し遂げた集落は、浸水被害には見舞われたものの、家屋等の流出は免れていました。



## 2 被災地での業務概要

### (1) 所属部署の業務内容

農林振興部は、森林・林業行政および農業普及を担当する部署で、私の配属された森林整備班は、治山、林道といった林野公共事業を担当しています。震災前は鳥獣保護や狩猟、保安林業務も合わせて4名で担当しておりましたが、豪雨や台風災害が少ないことから、三重県と比べて、治山事業の事業量は極めて少ないものでした。

東日本大震災以降、他の事務所からの応援職員を加え、災害復旧対策担当次長の新設が行われ、25年度からはプロパー職員3名に加え、派遣職員(2名)が配属されました。また、鳥獣保護や狩猟、保安林業務は25年度から新設された森林管理班(3名)に移行し、森林整備班では用地担当職員(任期付)を1名(26年度は2名)加えることとなりました。

### (2) 担当した業務内容

- ・ 昭和35年のチリ地震津波以降、管内において防潮堤の整備が進められました。守るべき対象(保全対象)の違いにより事業主体が異なり、当部が担当したのは保安林を保全するために整備された防潮堤です。県では土木部、農林水産部(漁港、農地)、ほかにも林野庁や市町が復旧工事を行うものがあります。
- ・ 配属当初は、宮城県の森林・林業分野における派遣職員の受入が初めてということや、派遣職員の配属先の決定や通知が遅れたため、担当箇所は南三陸町歌津にある防潮堤の嵩上げと再構築、気仙沼市唐桑町の防潮堤の原型復旧、南三陸町戸倉の山腹工事のみを担当することとなりました。25年8月にパートナーであったプロパー職員が病気休養となったため、気仙沼市の工事を兵庫県派遣職員に担当替えし、プロパー職員の受け持っていた南三陸町内の現場をすべて担当することとなりました。担当した箇所は、以下のとおりです。
  - 南三陸町歌津(館浜(たてはま))：防潮堤嵩上げと消波ブロック設置
  - 南三陸町歌津(稲渚(いなぶち))：防潮堤再整備(L1対応)と防災林造成
  - 南三陸町歌津(長須賀(ながすか))：防潮堤再整備(L1対応)と防災林造成
  - 南三陸町戸倉(波伝谷(はでんや))：防潮堤再整備(L1対応)と防災林造成
  - 南三陸町戸倉(坂本(さかもと))：山腹工事(法枠)



稲渚および長須賀施工箇所周辺状況  
南三陸町：平成27年1月撮影



波伝谷施工箇所周辺状況  
南三陸町：平成27年2月撮影

- ・ 事業を遂行していくうえで、大きく以下の4つの課題がありました。
  - 方針や技術基準の変更

防潮堤の災害復旧の方針として、当初は原型復旧の方針で進められたものが、レベル1津波対応へ、そして「粘り強い構造」を持つものへと変化しました。そのため、方針の変更に合わせて設計を1から見直さなければならない事態が多発しました。

また、粘り強い構造を実現するための技術基準は、国が統一した考え方を示すものの、細部については、岩手、宮城、福島と、各県が独自の内容で作っています。そして、従前の治山事業の技術基準はほとんど適用することはできません。そのため、県土木部の作成した技術基準に準拠することとなりますが、震災後に作り始めたため、細部が随時変化することとなり、その都度設計に反映させなければなりませんでした。
  - 治山事業における用地買収

通常の治山事業において用地買収を行うことはありませんが、防潮堤の建設に当たっては、その「底地」の買収を行うこととなりました。ただ、森林・林業分野において用地買収に携わった経験のある職員はおらず、その任務を任期付職員に委ねることとなりました。行政経験を有していない者が配属されましたが、その職員の努力の成果もあり、業務は順調に進むこととなりました。
  - 近接の事業との調整

前述したとおり、防潮堤の事業主体が保全対象ごとに異なっていること、また災害復旧事業の計画や構造物設計の時期に差があることから、防潮堤の接合箇所や、防潮堤背後で実施されている事業との調整が難航しました。特に農地復旧との調整においては、一方的な内容の交渉を持ちかけられ、最終的な判断は県庁の担当課に委ねました。また別の箇所においては、環境省、県気仙沼土木事務所、気仙沼地方振興事務所水産漁港部、南三陸町建設課と5者による調整となり、施工分界の決定において協議がこう着する場面がありましたが、最終的に当部で担当する事業範囲を組み換えすることにより、事業が前へと進みました。
  - 災害査定業務

災害復旧事業として実施した現場は、災害査定、設計協議、保留解除や残事業調査など、多くの手続きを行う必要がありました。25年4月に1回目の残事業調査が行われましたが、赴任直後ということもあり、派遣職員が関わることはありませんでした。

平成26年度に行われた2回目では、かなり深く関わることとなりましたが、残事業調査時における担当立会官の対応に、職員だけでなく林野庁の査定官も困惑する事態となりました。担当官の対応如何で復興のスピードに大きな差が生まれることが分かった瞬間でした。

また、国によって復旧事業による地方の財政負担を大幅に軽減する措置が講じられたことにより、災害復旧事業として実施せずとも、震災に関連する内容であれば、通常の補助事業の県負担分をすべて国費によって賄うという制度が創設されました。すなわち、災害査定等で行われる煩雑な事務手続きが、通常時の予算要求と同じスキームで進められることとなります。多くの派遣職員が災害査定事務の対応を行っていることを考えると、震災前に定められたルールを、このような未曾有の災害にそのまま適用することが本当に正しい

ことなのか、疑問に感じました。

### (3) 成果・実績

- ・ 配属された2年間で、2か所の現場が完成に至ったこと、工事の入札不調が連続する中で手持ちの事業がすべて契約に至ったこと以外、これと目立った成果を上げることはできませんでした。それも、決して私自身の成果ではなく、同僚、森林整備課治山班をはじめとする関係職員や施工業者の弛まぬ努力によるものです。

特に南三陸町歌津の防潮堤嵩上げ工事の現場においては、北海道から来た作業員「チーム白老」の努力により、いわゆる爆弾低気圧で現場が損傷しても即時に復旧するなど、工期内の完成を成し遂げてくれたことには感謝してやみません。

- ・ 気仙沼市内では、防潮堤の建設に反対の意見が多くみられ、プロパー職員の担当していた離島の現場では、特に大きな反対意見が出ました。そのため、それらの打開を図るために、北海道奥尻島をはじめとする過去の災害復旧現場の訪問や、東日本大震災で防潮堤が機能した地区（岩手県普代村）、巨大な施設が機能しなかった地区（岩手県宮古市）などを訪問し、地元の意見に耳を傾けることにしました。それらの意見の中では、防潮堤の存在を否定しない意見や、防潮堤を過信せず避難した証言が得られ、所属へとフィードバックしました。他にも、他県（岩手県、静岡県）の防潮堤建設事例などを職場にフィードバックしました。また、過去に気仙沼市であった公共工事の中止事例を調査することで、市民の置かれた環境の背景の調査も行いました。
- ・ 地域住民や役場との信頼関係を築くために、可能な限り現場へ足を運ぶことにしました。決して電話で要件を済ませることはせず、顔を合わせ、対話の中から得られる意見、ヒント、要望や貴重な情報を細かく拾うことに努めました。この取組を続けることにより、情報を取りに行かずとも得られるようになり、また地元の漁業者の方に「おまえは俺たちの言うことを聞いてくれるから、出世する！」と褒められたことを鮮明に記憶しています。

## 3 派遣業務を通しての気付き

### (1) 県政に生かしたいこと

- ・ 全ての職員にお願いしたいこととして、「地元を愛すること」があります。自分の所属していた職場には、気仙沼市や南三陸町出身者がほとんどおらず、結果として私自身がこのまちを一番よく知る職員になっていました。それは、このまちを愛していたからです。

気仙沼市や南三陸町、最初の派遣で関わった岩手県大船渡市や住田町は、もはや自分にとっての故郷であり、そのまちが震災から復興することをいつも願ってやみません。三重県職員も、地元を愛する気持ちさえ持っていれば、今後未曾有の大規模災害があったとしても、復興は必ず成し遂げられると信じています。

- ・ 用地買収業務に携わる中で、地籍調査の重要性を痛感しました。担当した南三陸町では99%完了しており、復元測量も容易に行えたうえ、地権者からも「地籍調査と同じだったら、それでいっから（良いから）」と言われることもあり、境界立会なども極めてスムーズに行われました。

三重県では、地籍調査の実施率が全国でも下位に低迷しており、今後大規模災害が発生し



た場合には、復旧、復興が大幅に遅れることが容易に想像でき、また、その遅れによる損失は計り知れないものがあります。地籍調査は地道な作業の繰り返しとなりますが、少なくとも津波浸水想定区域内だけでも進めていく必要があると痛感しています。

- ・ 被災したまちでは、新たな計画のもとにまちづくりが行われていますが、白紙の状態から計画していくためには、かなりの時間が費やされることとなります。まちづくりの視点から考えれば、現在の復興事業はスピードが早いと思われるかもしれませんが、住民にとってみれば、自らの住んでいたまちが何年も荒れ地のままでいることは耐え難い事実です。

東日本大震災の経験や、様々な調査や研究の成果により、大規模災害が発生した後、まちがどのような状態になるか事前に想像することができます。いずれ、必ず行わなければならない新たなまちづくりを、被災前に計画しておくことは、復旧、復興のスピードを大幅に早める要素となります。

- ・ 多様な復旧・復興事業が至る所で実施されている被災地では、その事業間の調整に膨大な労力と時間が費やされることになり、結果として復興のスピードが遅くなってしまいます。国、県、市町などが一体となり、様々な事業を統合して実施する「復興センター（仮称）」を設置することにより、これらの調整にかかる労力を低減することが可能と考えています。ただ、大規模災害後にこういった組織を創設しても、普段の「顔が見える関係」が築けていなければ画餅になりかねません。
- ・ 様々な事業が行われている中で、地元との軋轢が生まれているケースが少なからずありました。その背景には、対話が著しく不足している状況があります。一方的に都合を押し付けるようなやり方や、対話を生み出す努力が欠けていては、物事を前に進めることは不可能と感じています。大規模災害が発生したときに限らず、日頃から対話によって物事を進める努力を行うことは、必ず将来にとって役に立つはずでです。
- ・ 被災三県（岩手、宮城、福島）へ、全国の都道府県から職員が派遣されていますが、その多くは被災地の最前線で業務を担っています。派遣職員のモチベーションを考慮すれば、まさに「現場」で活躍できることは願ってもいないことです。しかし、受入側としてみれば、通常よりも業務量が著しく増大している中で、いくら経験を有するとはいえ、派遣職員に対してトレーニングやレクチャーを行う必要があります、さらなる業務量の増加に見舞われています。

いずれ三重県も支援を受ける「受援」側となります。大規模災害に適した事務量や内容の適正化を事前に図っておくことも重要ですが、被災地の最前線はプロパー職員が担い、手薄になった背後地に派遣職員を配置するといった考え方も必要かと思えます。

## （２）派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 2年間の派遣期間中に、のべ50名程度の来訪者に恵まれ、また三重の名産もたくさんいただきました。来訪者は、県議会議員を始め、職場の上司、先輩、同僚、後輩、友人、知人などなど…。被災地を案内することにより、新たな地域の情報を知ることができ、また被災地が抱えている課題などについても子細に、まさに自らが「語り部」となって伝えることができました。派遣職員の様子をうかがうことは、その職員の能力を高めることにもつながりますので、公私限らず積極的に訪問してほしいと願います。

- ・ 2年の派遣生活を続けていると、三重県の動きがわからずに「浦島太郎」になることが予想されたため、RSS という仕組みを使い、三重県ホームページの新着情報を確認し、情報のキャッチアップを行いました。すべての派遣職員が同じことのできる環境にあるとは限らないため、派遣職員に対し、小さなことでも構わないので積極的な情報提供を行うべきだと考えます。
- ・ 2度目の派遣であり、派遣期間中以外も被災地を幾度か訪問していたため、現地の置かれている状況などは初めての職員よりは詳しく思ったと思います。ただ、様々な理由により、自分と同じ行動ができるとは限らないため、可能であれば、全ての派遣職員が事前に被災地を訪問できる環境を整えてほしいと思います。

### (3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 地域や地元、自治会の様々な行事に顔を出してください。その中で、かけがえのないものが得られるはずですが、限られたメンバーとだけ行動するのではなく、地元と多くの関わりを持ってほしいと思います。また、たくさんの方々と話をすることで、言葉の壁も乗り越えられます。
- ・ その地域の誰もが知っていることは、知っておいてください。地名は当然、ほかにも学校や施設の略称など、どんな小さなことでも構いません。地元の人と対話する中で、限られた時間で本当に話したいことを話すためには、どうしてもよい内容で時間を取られてはいけません。学校に行く前の予習と思って、地域のことを深く掘り下げてください。
- ・ Facebook など、SNS を活用してみてください。地元の情報を得られるだけでなく、そこで知り合った人たちと、三重に戻ってからつながり続けることができます。かけがえのない仲間との出会いを、その場限りで終わらせるのはもったいない！



職員氏名	藤田 幸大
派遣先部署	岩手県沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター
派遣先での役職名	主事
派遣期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (1 年間)



## 1 派遣時期の被災地の現状

派遣された岩手県沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター農村整備室は、大槌町、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市の3市2町を管内にもち、事務所は大船渡市内にあります。

発災から3年が経過していましたが、まだまだ余震が多く発生していました。海岸に近い現場ばかりで、沿岸を自動車で移動することが多いことから、出張時にはラジオをつけ、地震や津波の情報に注意するなど、身の安全を確保するための助言があった際には「非日常」が続いていることを強く意識させられました。

管内のインフラはほぼ復旧されていました。がれきはすでに撤去され、被災前に市街地であった地域のほとんどは更地の状態でした。事務所周辺にある公園や学校の校庭にも設置された仮設住宅では、多くの方が不自由な生活を余儀なくされていました。

その中で農地については、早期に査定を行い工事に着手できたことから、一部では作付けが可能な地域もありました。



右側：復興基盤総合整備事業吉浜地区、左側：消波ブロックの奥が農地海岸保全施設災害復旧事業吉浜海岸（大船渡市）。平成 26 年 7 月 31 日撮影。

## 2 被災地での業務概要

### (1) 所属部署の業務内容

農村整備室は、ほ場整備事業や農地復旧、農地海岸保全施設の復旧等を推進する部署であり、所属する農村整備課で主に換地業務・用地買収・補償・相続登記手続に係る事務を担当していました。

通常時における事業については県職員7名で行っており、東日本大震災の被害を受け、平成26年度は8名の派遣職員が加わり業務を行いました。なお、農地復旧・農地海岸保全施設の復旧を担当する農地復旧課は県職員4名、派遣職員8名で業務を行っており、二つの課を総括する室長を筆頭に計28名の職員で構成されていました。

県職員においては、復興交付金により実施される事業と併せて通常事業も実施しており、多忙な状況で、派遣職員とは異なった身体的・精神的負担があることと思います。



## (2) 担当した業務内容

### <ほ場整備事業に関連する業務>

- ・ 水路等を設置するための用地買収や立木補償を行いました。私の担当した地域では、地籍調査が実施されていたため、地権者との現地確認において、境界が問題になることはありませんでした。また、地域全体が復興事業に対して理解があるため、非常に協力的であり、円滑に業務を進めることができました。
- ・ 土地にかかる相続登記手続きを行いました。相続の発生から登記まで、比較的円滑に進む案件がほとんどですが、関係者が遠方で生活していることから連絡が取れない案件や、相続の発生から相当期間が経過し、関係者が大人数となっていることから協力を求めることが困難な案件もありました。
- ・ 新規に事業を実施する地区について、法手続きに必要な換地にかかる業務を行いました。この地区については、災害廃棄物の仮置き場として、地元自治体が平成26年3月まで借地していた地域の一部で、現況は更地でした。主に島根県から派遣された職員（技師）と相談し、指導を受けながら業務を進め、事業実施区域の確定、権利者の確定、事業同意書の徴収を行いました。



復興基盤整備事業を新規に実施する予定の下野地区（上閉伊郡大槌町。現在は事業着手済）

## (3) 成果・実績

- ・ 平成26年度に計画された用地買収等については、すべて実施することができました。
- ・ 相続登記における比較的困難と思われる案件について、税務関係部署における証明書の記載内容訂正、法務局における所有者名義の更正、土地管理者（相続予定人）との面談から、過去に取得した書類が登記申請に利用可能であるかの精査を行い、土地管理者の負担を軽減し登記を完了することができました。
- ・ 新規に事業を実施する地区について、事業への参加意向を確認するため、全権利者と面会しました。同意を得た権利者について同意書を徴収し、事業実施区域と区域外を確認する境界立会いも終え、法手続きの着手に向けて、一定の成果を得ました（境界立会いについて、他事業実施区域であり、一部不可能であった土地がありました）。

### 3 派遣業務を通しての気付き

#### (1) 県政に生かしたいこと

- ・ 地籍調査が行われていない地域での境界立会いは困難を極めることと思います。地籍調査が実施された地域であれば、津波の被害により境界が不明となった場合でも、調査結果から復元した境界であれば同意を得やすく、事業の早期着手には大きく貢献すると思われま

す。また、複数の事業が実施される地域で、それぞれの事業主体が境界の復元を行った場合、必ずしも同じ位置で復元、確認されるとは限らず、本来定位置であるはずの境界が複数存在してしまい、後のトラブルになることが考えられるため、地籍調査の完了が復旧の速度、トラブルの事前防止に大きな効果があると思います。

- ・ 三重県での業務の進め方や手法が、必ずしも全国で一般的な方法ではないということを実感しました。派遣職員の応援を求める場合において、業務マニュアルを活用し共通認識を持つことが有効な手段だと思ひます。しかしながら、通常業務用に作成したマニュアルに束縛され、復旧のスピードが遅くなる可能性もあります。派遣職員との意思疎通にはズレが生じている可能性があることを認識し、適切に業務を進めることができるよう、些細な内容であっても綿密に相談や確認ができる体制を整える必要があると思ひました。
- ・ 特に住宅地や農地が隣接する区域では、道路整備・宅地整備・農地整備など多くの事業が同時に実施されることがあります。住民の方からすれば、各担当部署から事業説明のための訪問を受け、同意するか判断をする必要がありますが、実施主体が「行政」であることから信用し、同意いただけることもあります。しかしながら、市町・県など行政間の情報共有が完全でないことから、住民の方に迷惑をおかけすることもありました。少なくとも、県の事業については、各部局の情報を横断的に把握し、提供できる部署を設置し、事業の進捗に影響を及ぼさないよう工夫する必要があると思ひます。
- ・ 方言を聞き取れないことがあるため、交渉においては県職員と同行することとなります。恐らく、県職員は通常業務を行いながら、復旧業務にもあたることと思ひます。派遣職員が県職員を必要とする際には、その要求に応えられるよう、また、県職員の体調等にも配慮しつつ、事業の継続性を鑑み、手厚く、柔軟な人員配置を行うことが、職員のモチベーション維持に有効だと思ひます。



復興基盤総合整備事業吉浜地区（大野工区）。地籍調査実施済。平成26年10月7日撮影。

#### (2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 被災地へ派遣されている職員が集まって情報交換できる機会があるといいと思ひます。派遣された自治体の業務に対する情報はもちろんですが、業務外の被災・復興についての情報が得られると、視野も広がり、震災に関する理解を一層深めることができると思ひます。
- ・ 前任者が三重県から派遣された職員とも限りませんので、赴任前に一度派遣先を訪問でき

れば、職場環境・生活環境に対する不安を軽減できると思います。

### (3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 出張の際には、極力県職員と同行することをお勧めします。住民の方と交渉を行う場合、言葉を聞き取れないことも多く戸惑いました。
- ・ 息抜きも大切な「仕事」だと思います。休日には派遣職員で他の地域まで足を延ばすなど、うまく気分転換を行う必要があると思います。
- ・ 他県の派遣職員との交流は、大きな財産になりました。業務に関する各県の情報もさることながら、他県の「お国自慢」も楽しいイベントでした。是非、三重県の魅力も伝えていただきたいと思います。
- ・ 岩手県の被災農地等の復旧・復興状況などの情報が発信されています。



事務所が入る大船渡地区合同庁舎裏口。平成 27 年 1 月 30 日撮影。

(<http://www.pref.iwate.jp/nouson/fukkou/>)

また、Facebook でも情報が配信されています。( <https://www.facebook.com/iwatennfukkou> )

復旧・復興事業に接する機会のない方も、興味がおありでしたら是非、メールマガジンの配信申込や「いいね」をお願いします。



三陸鉄道 南リアス線盛駅にて。平成 26 年 5 月 14 日撮影。



職員氏名	山下 昌之
派遣先部署	宮城県仙台土木事務所
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (1 年間)



## 1 派遣時期の被災地の現状

派遣された仙台土木事務所は、仙台駅から車で 10 分程度と交通の便も良い仙台市の中心部に位置しています。

私が派遣されました平成 26 年度においては震災から約 3 年経過しており、仙台土木事務所周辺においては震災の影響を感じることができませんでしたが、沿岸部では津波の被害が甚大であり建物の基礎だけが残った荒野が広がっている状況でした。災害復旧工事の進捗状況としまして、道路災害復旧はほぼ完了していましたが、河川・海岸災害復旧工事においては工事着手したばかりであり、今から 2～3 年間で本格的な復旧・復興実現年になるのではと感じました。



仙台土木事務所 管内図 (5 市 8 町 1 村)



青葉城より仙台市内を望む



仙台市内 (七夕祭り)

## 2 被災地での業務概要

### (1) 所属部署の業務内容

仙台土木事務所では河川部河川砂防第 3 班に所属し、塩竈市・松島町における河川・海岸の災害復旧工事の土木担当として、積算・工事監督・地元調整等を中心に業務を進めていました。

同じ班には宮城県職員が 6 名、愛知県からの派遣職員が 2 名、群馬県からの派遣職員が 2 名、三重県が 1 名の計 11 名の班体制でありました。また、担当割としましては、派遣職員が災害復旧工事を担当しており、復旧規模・復旧金額等全てにおいて、これまで私が経験したことのない規模の災害復旧工事を担当していました。

## (2) 担当した業務内容

### ① 【塩竈市】野々島海岸災害復旧工事

塩竈市の離島である野々島の海岸災害復旧工事の積算・工事監督・地元調整に携わりました。野々島は松島湾内に位置する浦戸諸島に属し、塩竈市から定期船で30分、面積0.56km<sup>2</sup>、人口約100人、浦戸諸島で唯一の小中併用の学校があり生活面においても中心的な島です。今回の東日本大震災の津波により、被災した防潮堤は10箇所ありました。その内、最も被害が大きかった箇所は防潮堤(L=290m)が破堤し、背後地にある人家の半数が流出や全壊等の被害を受けました。私が着任した当時には、用地買収は既に完了しており、施工業者が現場の測量や準備工を進めていました。

施工に際しては、建設資材・重機等全てにおいて本島から海上運搬が必要であることから、荷積・荷卸の岸壁調整からのスタートでした。周辺では災害公営住宅の建築工事や漁港の災害復旧工事が施工中であり、各関係機関と工程調整等の打ち合わせを進め、5月末から本格的な工事着手となりました。



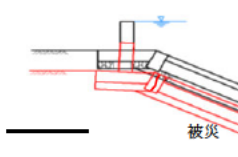
### ② 【松島町】高城川河川災害復旧工事

高城川は松島町を縦断する全長7.4kmの二級河川であり、松島湾の河口部から上流へ約700m区間の河川災害復旧工事の積算・工事監督・地元調整に携わりました。災害復旧箇所は日本三景である松島の観光地内に位置しており、周辺にはホテル、旅館及び民家が接しています。また、JR仙石線、県道橋の松島橋及び市道橋の松島大橋が河川上を横断しています。そのため、周辺に施工ヤードがほぼないことから、河川からの施工が必要となる現場でした。被災状況としましては、震災の影響を受けて既設のパラペットにひび割れやズレが生じており、さらに地盤沈下により堤防高が不足していました。私が着任した当時には、施工業者が下流部から護岸の基礎となる鋼矢板の打設を実施していました。





高城川



被災



パラペット不等沈下



高城川

前

### (3) 成果・実績

- 担当した災害復旧工事におけるは進捗状況を写真にて示します。

#### ① 野々島海岸災害復旧工事

堤防盛土が完成しました。今後は表面をブロック等により被覆する工種が進められます。工期は、平成 28 年 3 月末完成の予定です。



平成 26 年 4 月



平成 27 年 3 月

#### ② 高城川河川災害復旧工事

下流区間における堤防が完成しました。引き続き、上流区間の工事を進めています。工期は、平成 30 年 3 月末完成の予定です。



平成 26 年 4 月



平成 27 年 3 月

### 3 派遣業務を通しての気付き

#### (1) 県政に生かしたいこと

- ・ やはり行政側のマンパワーの確保が第一であると感じました。事業量・事業費も大きく、宮城県の職員だけでの対応は困難であり、他県職員の応援が欠かせないと思います。また、市町村ごとに復興のスピードにもバラつきがあり、県職員が市町の支援を行い全体的な復興を目指していく体制づくりが必要であると感じました。
- ・ 膨大な事業をこなす建設業従事者・建設資材の安定的な確保が必要であると感じました。特に特殊工種の技術者不足や建設資材の高騰により入札不調が多いことから、災害復旧工事の進捗が遅れていると感じました。そのため、建設資材の確保、予定価格の適切な算出、技術者などの確保、入札契約制度の改善、事業執行体制強化の必要性を感じました。
- ・ 住民の理解のもとにまちづくりを進める仕組みづくりの必要性が重要だと思います。防潮堤の高さの問題等で現場に着手できない箇所もありました。ハード・ソフト対策を併用するなどし、住民が震災前と同じように暮らすことができるまちづくりの必要性を感じました。

#### (2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 年に数回、県幹部の訪問があったり、やはり同郷の方と話をしたり食事をするような機会があるのは大変心強く感じました。また、職員に被災地の状況を理解してもらうことは今後の業務にも良い経験となることから、被災地付近への研修・出張の機会があれば、派遣職員が積極的に参加できるように配慮して欲しいです。
- ・ 帰省については旅費も高額になるため、GW や正月等の長期休暇時においては業務報告等により、公務で三重県に戻れる機会を設けていただけるとありがたいです。
- ・ 赴任前に現地でしっかりとした引き継ぎができるように配慮して欲しいです。事前に詳細な情報を自分自身の目でしっかりと確認できることにより、戸惑いも低減できると思います。

#### (3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 住まいである宮城県の宿舎は、仙台の中心部から 10 km 程度、内陸に位置していることから、降雪・寒さも厳しい地域にあたるため、こたつ・ダウンジャケット等の防寒対策は必須です。
- ・ 他県からの派遣職員も多く、親睦会等の交流会に積極的に参加し仲間を作りあげることが大切であると感じました。宿舎も同じであることから、休日にも温泉巡りやスポーツ活動等の共有の趣味を見つけて東北各地を巡ることがお勧めです。



仙台土木事務所のみなさん

## 編集後記

東日本大震災の被災地へ6か月以上の長期で派遣されていた帰任職員11名の協力を得て、平成27年3月に「東日本大震災被災地派遣職員活動記録集」を作成、そして、翌4月に被災地派遣から新たに帰任した職員5名にも執筆の協力をいただき、この追補版を作成することができました。

三重県へ帰任後、着任先での新たな業務を抱えながら、執筆の労を取っていただいた職員の方々には、深く感謝いたします。

記録集は、派遣職員が自ら見聞きし、経験した被災地の現状や、被災地での業務を通しての気づきを、写真や図表を交えた分かりやすい読み物にして、派遣経験のない職員が、東日本大震災の凄まじさや復旧・復興の困難さを深く理解するための資料になるよう努めました。追補版も同じ考えを踏襲しました。

この追補版をより多くの方にお読みいただき、派遣職員が被災地で得た経験や知見を広く共有することにより、今後の被災地支援や防災・減災の取組、受援の立場になった時の備え、後続の派遣職員の不安解消に活用いただくだけでなく、昨今懸念されている震災の記憶の風化防止にも役立てることができれば幸いです。

被災地では、平成27年度をもって5年間の「集中復興期間」が終了し、来る平成28年度からは、復興事業費に一部地元負担も求められる5年間の「復興・創生期間」に移行していく状況であり、復興は未だ道半ばです。

一日も早い被災地の復興が実現されることを願い、今後も引き続き可能な限りの支援を行ってまいります。

三重県東日本大震災支援本部事務局

東日本大震災被災地派遣職員活動記録集 追補版

平成27年10月  
三重県防災対策部

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
電話 059-224-2181 F A X 059-224-2199

